

第1節 総合的な安全マネジメントへの転換

世界的に、複雑化・高度化する航空の安全を確保していくため、従来の規則遵守ベースの安全監督から、安全指標ベースで測定・管理し向上させていく安全性能重視型の安全監督に移行していくため、航空全体としての安全性向上を総合的に図っていく枠組みである国家安全プログラム（SSP）の導入を推進する。また、航空各分野の日常の活動における安全に関するヒヤリハット等、潜在的なリスク収集・分析し、再発防止等に役立てていくため、報告しや

すい環境の整備のため自発的安全報告制度導入に向けた関係機関との調整を行う。さらに、収集した安全情報の分析・評価体制について、必要な要件等を決定するための検討を行う。

- 1 国家安全計画（SSP）の導入
- 2 自発的安全報告制度の確立
- 3 安全情報の分析・評価体制の強化

第2節 航空交通環境の整備

航空交通の安全を確保しつつ、航空輸送の増大に対応するため、予防的な安全管理体制の構築を推進するとともに、老朽化が進んでいる基本施設（滑走路、誘導路等）、無線施設、航空灯火等の航空保安施設等の更新・改良等を実施する。また、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

また、安全で効率的な航空交通システムの構築のため、航空保安システムの整備、航空交通の安全性

の向上及びサービスの充実等を着実に推進する。

- 1 予防的安全対策の推進
- 2 航空交通の安全性の向上及びサービスの充実
- 3 航空交通の安全確保等のための施設整備の推進
- 4 空港の安全対策の推進
- 5 航空保安職員の教育の充実
- 6 空港・航空保安施設の災害対策の強化

第3節 航空機の安全な運航の確保

航空会社に対し、専門的・体系的な安全監査を引き続き実施するとともに、「運輸安全マネジメント制度」を充実させ、より一層の安全性の向上を図る。また、航空安全に係る情報の収集及び分析を通じた安全性向上のために必要な対策を策定するとともに、これらの情報等を関係者間で共有することにより、予防的安全対策を推進する。さらに、安全管理体制の構築を小規模航空運送事業者に拡大する。

操縦士に係る諸制度について必要な見直しを行うことにより、安全かつ安定的な航空輸送の確保を図る。

外国航空機の安全性を確保するため、ランブ・インスペクションの充実・強化を図るとともに、外国当局との一層の連携に努める。

小型航空機の事故を防止するため、小型航空機の運航者に対する指導を強化する。

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の

運航・航空交通流管理を支援する航空気象情報について、昨年度に引続いて質的向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な提供を実施するための整備を行う。特に今年度は、積乱雲の発生しやすい暖候期の主として日中に、待機運用となった静止気象衛星「ひまわり6号」による高頻度雲衛星観測（小さい領域を数分間隔で観測）を行い、積乱雲の予測に関する技術開発に取り組む。

- 1 運輸安全マネジメント制度の充実・強化
- 2 航空運送事業者等に対する監督体制の強化
- 3 航空安全情報を通じた予防的安全対策の推進
- 4 航空従事者の技量の充実等
- 5 外国航空機の安全確保
- 6 小型航空機等に係る安全対策の推進
- 7 危険物輸送の安全対策の推進
- 8 航空交通に関する気象情報等の充実

第4節 航空機の安全性の確保

航空機の安全性に関する技術基準等を整備するとともに、航空機の検査及び整備審査を的確に実施することにより、航空機の安全性の確保を図る。

また、国産旅客機開発プロジェクトに対しても製造国政府として安全性の審査を適切かつ迅速に実施する。

- 1 航空機，装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備
- 2 航空機検査の的確な実施
- 3 航空機の整備審査の的確な実施

第5節 救助・救急活動の充実

航空機の遭難，事故等の事態に迅速かつ適切に対応するため、関係機関相互の連携を強化するなど救助・救急体制の整備を図る。

- 1 搜索・救難体制の整備
- 2 消防体制及び救急医療体制の整備

第6節 被害者支援の推進

被害者団体等の参画を得ながら，我が国において求められる交通事故被害者等支援の内容，事業者・自治体・国等の関係機関における役割分担のあり方，交通事故被害者等への一元的な窓口機能のあり

方，そのために必要とされる制度のあり方などについて検討し，我が国の実情に沿った支援の仕組みや体制の整備に向けて必要な取組を行う。

第7節 航空事故等の原因究明と再発防止

引き続き，航空事故等の再発防止や被害の軽減に寄与するよう，迅速かつ適確な原因究明調査を行う。さらに，必要に応じて，国土交通大臣又は原因関係者へ勧告，及び国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより，必要な施策又は措置の実施を求め，航空交通の安全に寄与する。ま

た，特定の事故類型について，その傾向，問題点，防止策を分析し，その結果を公表することや，事故等調査結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行う。

第8節 航空交通の安全に関する研究開発の推進

航空交通の安全の確保とその円滑化を図るため，航空交通量の増大，利便性の向上や運航効率性の向上等に対応すべく，飛行中の運航高度化，空港付近

での運航高度化，空地を結ぶ技術及び安全に関する研究開発，更に空港舗装の高耐久性化に向けた技術の研究等を進める。